

法友会セミナー
渉外家事の勘所 弁護士として知っておきたいこと

平成 31 月 2 月 28 日（水）法友会主催の「渉外家事の勘所 弁護士として知っておきたいこと」と題するセミナーに参加して参りました。

モデレーターとして松野絵里子弁護士（東京弁護士会）、担当講師として鈴木雅子弁護士（東京弁護士会）が講演してくださいました。

講師の鈴木雅子弁護士は、弁護士登録以来（約 20 年）、外国人の法律問題に幅広く取り組んでおられる先生で、全国難民弁護団連絡会議世話人、国際人権法学会理事などの役職を有する、渉外事件に精通された方です。

セミナーでは、2つのケースを題材に、渉外家事に関する相談において弁護士が検討・考慮すべき事項について講義がありました。

1つ目のケースでは、弁護士が検討すべきこととして、どこの国で裁判を受けられるのか（国際裁判管轄）の問題や、どこの国の法律が適用されるのか（準拠法）の決め方などの説明がありました。

2つ目のケースでは、離婚が認められていない国の方と結婚した男性のケースを題材に、日本での離婚の効果が当該国でどのように扱われるのか等に関し講義がありました。

どの国の法律を適用するのかによって、依頼者や関係者にとって“世界が変わる”とのお話もありました。離婚に伴う親子関係について、共同親権になるのか、単独親権（日本法）になるのかの違いが生じるなど、とても印象に残りました。

今回の受講も参考にて、渉外家事事件についての研鑽をさらに重ねて参ります。